

公益財団法人 毎日新聞東京社会事業団
定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本事業団は、公益財団法人毎日新聞東京社会事業団（以下「本事業団」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本事業団は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本事業団は、必要に応じ、理事会の議決により従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目 的)

第 3 条 本事業団は、健康で快適に暮せる活力ある福祉社会を形成するために、社会事業を行うことを目的としている。

(公益目的事業)

第 4 条 本事業団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 心身障害者福祉に関する事業
- (2) 児童福祉に関する事業
- (3) 医療福祉に関する事業
- (4) 高齢者福祉に関する事業
- (5) 社会福祉に貢献した個人または団体を顕彰する事業
- (6) 小児がん患者支援に関する事業
- (7) 災害救助に関する事業
- (8) 国際協力に関する事業
- (9) その他目的を達成するのに必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

(事業度)

第 5 条 本事業団の事業年度は、毎年12月 1 日に始まり、翌年11月30日に終わる。

(規律)

第 6 条 本事業団は、評議員会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第 3 条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第 2 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 7 条 本事業団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 設立後の寄付金品
- (3) 財産運用収益
- (4) その他の収益

(財産の種別)

第 8 条 本事業団の財産は、基本財産、特定資産及び運用財産の 3 種類とする。

2 基本財産は、次に掲げたものをもって構成する。

- (1) 本財団が公益財団法人への移行の登記をした日の前日の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会において運用財産又は特定資産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 基本財産以外で、寄付者の指定又は理事会の決議により用途を特定の目的に制約した財産は、特定資産として管理する。

4 運用財産は、基本財産及び特定資産以外の財産とする。

5 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第 4 条の事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(財産の管理・運用)

第 9 条 本事業団の財産の管理については、代表理事の命を受けて業務執行理事が管理し、その方法は、理事会で別に定める資金運用規定によるものとする。

(基本財産の維持及び処分)

第 10 条 基本財産について本事業団は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に供する場合には、

理事会の決議に加わることができる出席理事の3分の2以上の議決を経て、評議員会の議決に加わることができる出席評議員の3分の2以上の議決により承認を得たのち、その一部を処分して公益目的事業費に充て、又はその全部又は一部を担保に供することができる。

(特定資産の処分)

第 11 条 特定資産への繰り入れ及び特定資産の取り崩しは、理事会の議決により別に定める資金運用規定によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第 12 条 本事業団の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書及び収支予算書等」という。)は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会で議決する。これを変更する場合も、同様とする。

(暫定予算)

第 13 条 前条の規定にかかわらず、やむをえない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益・収入を受け入れ、費用・支出を支弁することができる。

2 前項の収益・収入の受け入れ及び費用・支出の支弁は、新たに成立した予算の収益・収入の受け入れ及び費用・支出の支弁とみなす。

(事業報告及び決算)

第 14 条 本事業団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告及び計算書類並びにこれらの附属明細書、財産目録(以下この条において「財産目録等」という。)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時評議員会において承認を得るものとする。

2 前項の財産目録等については、毎事業年度の終了後3カ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 本事業団は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分または譲り受け)

第 15 条 本事業団が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において議決に加わることができる理事の3分の2以上の議決を経て、評議員会において総評議員の3分の2以上

の議決を経なければならない。その一部を処分して公益目的事業に充て、又はその全部もしくは一部を担保に供することができる。

2 本事業団が重要な財産の処分又は譲り受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第 16 条 本事業団の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 本事業団の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める会計処理規則によるものとする。

3 特定費用準備金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱については、理事会の決議により別に定める。

第 3 章 機関

(機関の設置)

第 17 条 本事業団に、評議員、評議員会、理事、理事会、監事、委員会を置く。

第 1 節 評議員

(定数)

第 18 条 本事業団に、評議員 5 名以上10名以内を置く。

(選任等)

第 19 条 評議員は、評議員会において選任する。

2 評議員を選任する場合には、理事及び監事の構成について規定した公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という）第 5 条第10号及び第11号の規定を準用する。

3 評議員は本事業団の理事または監事もしくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

(職務)

第 20 条 評議員は、評議員会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、定款の変更等本事業団の運営の根幹にかかわる事項の決定並びに評議員、理事、監事の選任及び解任等の人事の決議に参画する。

(任期)

第 21 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 第 1 項にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第 18 条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第 22 条 評議員は無報酬とする。ただし、特別な職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額は、毎年総額 50 万円を超えないものとする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(解任)

第 23 条 評議員が次の各号の一に該当するときは、評議員会において評議員会の議決に加わることができる出席評議員の 3 分の 2 以上の議決によって解任することができる。この場合、評議員会において議決する前に、その評議員に意見を陳述する機会を与えなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

第 2 節 評議員会

(構成及び権限)

第 24 条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

(1) 役員を選任及び解任

(2) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(3) 役員報酬並びに費用の額の決定

(4) 定款の変更

(5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け

- (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
 - (9) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般社団・財団法人法」という）に規定する事項及びこの定款に定める事項
- 3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第27条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

（種類及び開催）

- 第 25 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
- 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。
 - 3 臨時評議員会は、年1回は毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要がある場合には、随時開催することができる。

（招集）

- 第 26 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き理事会の決議に基づき、理事長が招集する。
- 2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
 - 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

（招集の通知）

- 第 27 条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議長）

- 第 28 条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 2 議長は、評議員会の議事を整理する。

（定足数）

- 第 29 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第 30 条 評議員会の議事は、「一般社団・財団法人法」第189条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 31 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第 32 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印しなければならない。

(評議員会運営規則)

第 34 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

第 4 章 役員等及び理事会

第 1 節 役員等

(種類及び定数)

第 35 条 本事業団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5 名以上10名以内
- (2) 監事 1 名以上 2 名以内
- (3) 理事のうち 1 名を理事長とする
- (4) 理事長以外の理事のうち 1 名を常務理事とする。
- (5) 3 項の理事長もって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、4 項の常務理事をもって業務執行理事をとする。

(選任等)

第 36 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって各々選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会において選定する。

3 監事は、本事業団の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務・権限)

第 37 条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、本事業団の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、本事業団を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は理事長を補佐し、理事会の議決に基づき、この財団の日常業務を処理するほか、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、評議員会及び理事会の招集並びに理事会議長の職務を代行する。

4 常務理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

5 代表理事（理事長）及び執行理事（常務理事）は、毎事業年度毎に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第 38 条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) 本事業団の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る

計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

(7) 理事が本事業団の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本事業団に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事の監査については、法令及びこの定款によるほか、監事全員により別に定める監事監査規程による。

(任期)

第39条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 理事及び監事は、第35条で定めた理事及び監事の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第40条 理事及び監事が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第 41 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事及び特別な職務を執行した理事及び監事にはその対価として報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(取引の制限)

第 42 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本事業団の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本事業団との取引

(3) 本事業団がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本事業団とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

3 前 2 項の取扱いについては、第54条に定める理事会運営規則によるものとする。

(責任の免除又は限定)

第 43 条 本事業団は、理事及び監事の「一般社団・財団法人法」第198条において準用される第111条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本事業団は、外部理事及び監事との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10 万円以上で、予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第 2 節 理事会

(設 置)

第 43 条 本事業団に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権 限)

第 45 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、本事業団の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び執行理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本事業団の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
- (6) 第43条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第 46 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、事業年度毎に2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第38条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第 47 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事

が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第48条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第49条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第50条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることにはできない。

(決議の省略)

第51条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第52条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第37条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 53 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(理事会運営規則)

第 54 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

第 5 章 委員会

(委員会)

第 55 条 本事業団の事業を推進するために、理事会はその決議により、選考委員会など委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は学識経験者などの中から理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程による。

第 6 章 事務局

(設置等)

第 56 条 本事業団の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 57 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 理事、監事及び評議員の名簿

(3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類

(5) 財産目録

(6) 理事及び監事等の報酬規程

(7) 事業計画書及び収支予算書等

(8) 事業報告書及び計算書類等

(9) 監査報告書

(10) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第64条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第7章 会 員

(会 員)

第58条 本事業団の主旨に賛同し、後援する個人又は団体を会員とすることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第59条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。

2 前項の規定は、第3条、第4条、第19条、第23条の規定についても適用する

(合併等)

第60条 本事業団は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の「一般社団・財団法人法」上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解 散)

第61条 本事業団は、「一般社団・財団法人法」第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第62条 本事業団が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、「公益認定法」第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額がある

ときは、これに相当する額の財産を当該公益認定取消の日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は同法第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第63条 本事業団が、解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は「公益認定法」第5条第17号に掲げる法人に寄附するものとする。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第64条 本事業団は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第65条 本事業団は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第66条 本事業団の公告は、インターネットに接続された自動公衆送信装置を用いた電子公告によるものとする。

2 事故その他、やむを得ない事由により電子公告による公告ができない場合は、東京本社で発行する毎日新聞に掲載する方法による。

第10章 補則

(委任)

第67条 この定款に定めるもののほか、本事業団の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人

及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本事業団の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 朝比奈 豊、山口 恒夫、大橋 宗夫、藤元 節、高橋 重宏、塩原 純
監事 高梨 一夫

4 本事業団の最初の代表理事は朝比奈 豊とする。

5 本事業団の最初の業務執行理事は山口 恒夫とする。

6 本事業団の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

金田 一郎、細島 泉、園田 健司、山田 茂雄、上原 奈奈、常田 照雄、
広田 勝己